

■イタリア：経済発展省、2020年再エネ国家行動計画案を公表

2009年のEU再生可能エネルギー利用推進指令に基づき、イタリアは最終消費エネルギーに占める再生可能エネルギーの比率を2005年の5.2%から2020年には17%に引き上げることが義務付けられているが、この目標を達成するための諸措置とエネルギー源別の導入量を定めた国家行動計画案が協議用資料として2010年6月14日、経済発展省のホームページ (www.sviluppoeconomico.gov.it) に掲載された。計画案によると、追加的な省エネ努力により2020年の総エネルギー消費量を通常シナリオ比で20%削減する一方、供給面では再エネ導入量の拡大に比例して最終消費者への負担が増加することを回避するため、現行の再エネ促進措置（再エネ証書、固定買取り価格、省エネ証書、建築部門における減税、バイオ燃料混入比率の義務化など）の見直しが行われることになっている。さらに許認可手続や再エネのスマートな利用のための送配電網の整備に関連した障害の撤廃や緩和に必要な条件の実現を目的とした措置も盛り込まれている。発電部門では再エネ比率が2005年の16.29%から2020年に28.97%に上昇することが見込まれており、2020年時点で水力1,573.2万kW（2005年1,389万kW）、地熱100万kW（同67.1万kW）、太陽光800万kW（同3.4万kW）、太陽熱50万kW（同0）、風力1,600万kW（同163.5万kW）、バイオマス465万kW（同199万kW）となる見通しである。計画案は6月29日までパブリック・コメントを受け付け、その後欧州委員会に送付されることになっている。